

～ 障害のある方がいきいきと生活できる社会に向けて～
支援費制度が始まります

**平成15年
4月スタート**

支援費制度施行までの主なスケジュール

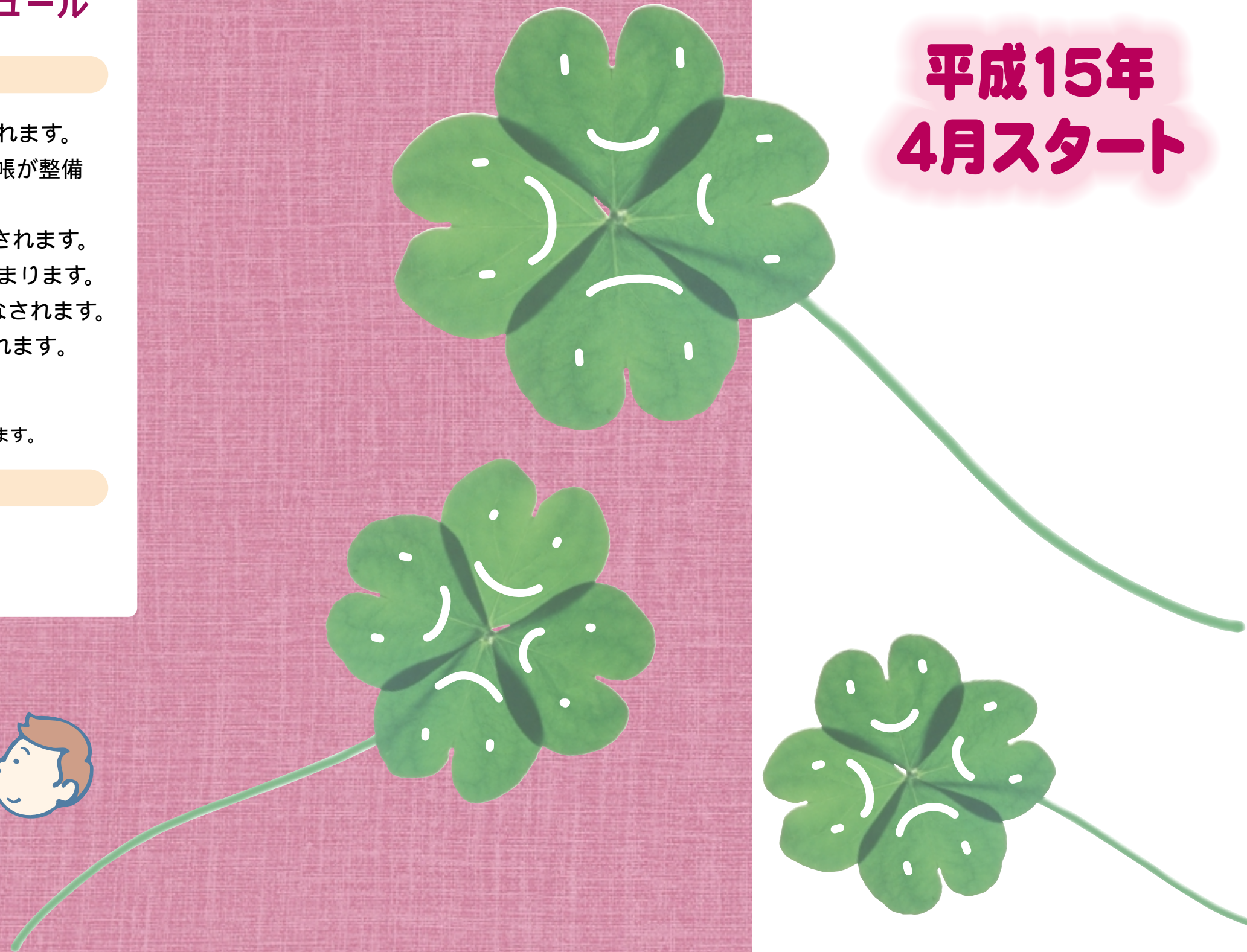
平成14年度

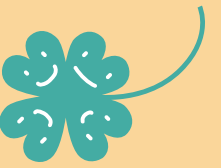
- 第I四半期 ・ 支援費制度に係る政省令が公布されます。
- 第II四半期 ・ 事業者指定が開始され、事業者台帳が整備されます。
また、事業者情報が市町村に提示されます。
- 第III四半期 ・ 市町村による支給申請の受付が始まります。
その後の審査を経て、支給決定がなされます。
- 第IV四半期 ・ 支援費基準、利用者負担が告示されます。

上記のほか、支援費制度の円滑な施行に向けて、
国においては全国担当者会議を開催するとともに、
都道府県においては、市町村職員等への説明会が行われます。

平成15年度

- ・ 4月から制度がスタートします。





ノーマライゼーションの実現に向けて

～ 自立と社会参加を促進します～

近年わが国においても、障害のある人が障害のない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が普及・定着してきました。

障害者の福祉に関して、これまでの生活支援という面だけではなく、自立と社会参加を促進するため、この理念の実現に向けて積極的に取り組むことが求められています。



支援費制度の目指すもの

～ 自己決定・自己選択を尊重します～

こうした障害者福祉施策の流れの中で、福祉サービスの利用に関して、これまでのように行政がサービスの利用者を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者本位の考えに立つ新しい仕組み「支援費制度」に移行することとなりました。

この新しい制度では、利用者である障害のある人が、事業者との対等な関係にもとづき、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用することとなります。

これにより、障害のある人の個人としての尊厳を重視した21世紀にふさわしい、福祉サービスの利用制度となることを目指しています。



Q

いままで受けていたサービスが低下することはありませんか？

A

サービスの量の問題については、基本的には現行の措置制度と同様に市町村において十分に配慮されるため、その低下が懸念されることはありません。

また質についても事業者・施設間で競争の原理が働き、それを利用者が直接選択することで利用者本位のサービス提供が期待できます。

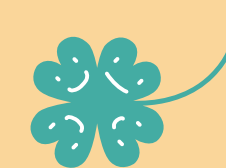
Q

支援費制度に移行することにより、現行制度よりも負担額が増えることにはなりませんか？

A

支援費制度においては、利用者負担額については本人または扶養義務者の負担能力に応じて定められます。その際、利用者の負担が著しく増加することのないよう配慮し、設定することとしています。

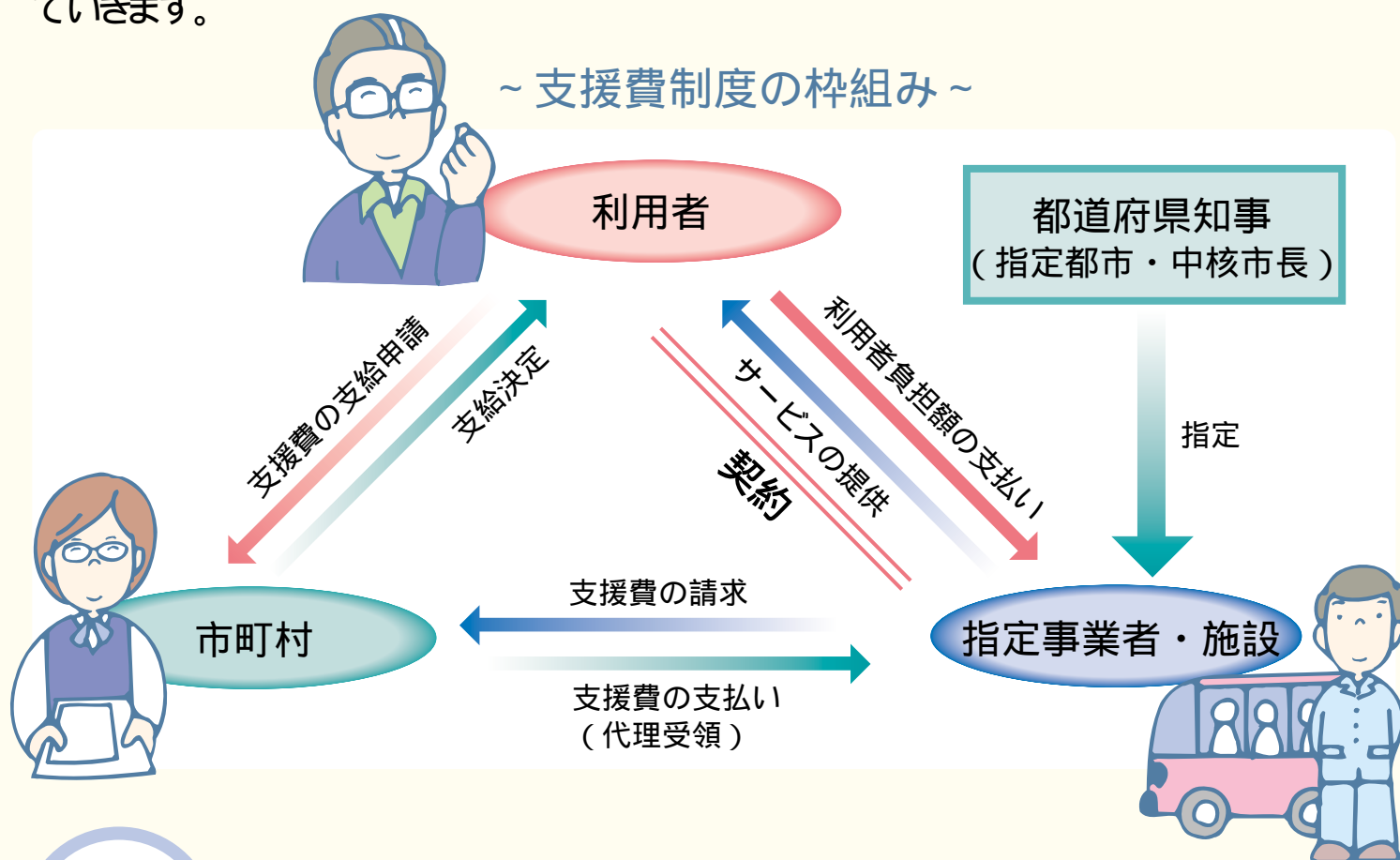
利用者と事業者・施設、地方公共団体、国が協力して支えます



支援費制度の枠組み

支援費制度では、利用者とサービス提供事業者(指定事業者・施設)市町村、都道府県、国が協力してこの制度を支えています。

支援費制度におけるサービスの利用や支援費の請求、支払い等の基本的な枠組みは次のとおりです。



関係機関の役割

利用者が安心してこの制度を利用し、将来にわたって安定して運営されていくために、サービス提供事業者(指定事業

者・施設)市町村、都道府県、国はそれぞれ次のような役割を担っています。

～ 関係機関の役割 ～

関係機関	役割
サービス提供事業者・施設	利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、その質の評価を行うこと等により、常に利用者の立場に立ってサービスを提供することに努めます。
市町村	地域住民に身近な行政主体として、障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、利用者本位のきめ細やかな対応により支援費の支給、利用者負担額の決定等を行います。
都道府県	市町村において制度が円滑に実施できるよう、必要な支援を行うとともに事業者・施設の指定および指導・監督を行います。
国	制度全体の枠組みに関する諸法令の整備や、基準の設定を行う等、円滑な制度運営を支援するとともに、財政的にも都道府県・市町村をバックアップしていきます。

Q

現在施設に入所している障害者についてはどうすればよいのでしょうか？

A

継続して入所するためには、支援費の支給決定を受けることが必要です。ただし平成15年4月において障害者が入所している施設については、知事の指定があったものとみなされ、当該障害者(措置制度による入所者)についても、1年間は支給決定を受けた者とみなされます。

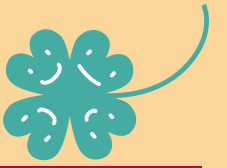
Q

支援費制度に移行することにより、重度の障害者などが施設を利用できなくなることはありませんか？

A

施設・事業者の指定基準において、正当な理由がない限り利用の申し込みを拒否できないことや、市町村のあっせんまたは調整等に協力することの規定を設けています。したがって、重度の障害者などがサービスを利用できなくなるということはありません。

まずは相談と情報 収集からスタート



サービス利用・手続きの流れ

▶ 利用者側のアクション

▶ 市町村・事業者・施設側のアクション

情報収集・相談

相談ができるところ
・市町村の窓口
・市町村障害者生活支援事業所の窓口
・障害(者)地域療育等支援事業の窓口
・身体障害者相談員
・知的障害者相談員等



申請

申請は、所定の申請書に必要な事項を記入するほか、本人および扶養義務者の利用者負担額を決定するための資料(収入・課税状況が把握できる書類等)を添付する必要があります。



申請内容の審査と支給決定

市町村は障害のある人から障害の状況や利用の意向、生活環境などの聴き取りを経て、その内容を勘案し、支援費の支給と利用者負担額を決定します。



受給者証の交付

交付される受給者証には、「支援の種類」、「支給期間」、「利用者負担額」の他、居宅支援の場合には「支給量」、施設支援の場合には「障害程度区分」などが記載されます。

利用者のための相談窓口

支援費制度でサービスを受けるためには、市町村に支援費支給の申請を行い、支給決定を受ける必要があります。また、実際にサービスを利用した際にはあらかじめ決められた利用者負担額を支払うことになっています。

そこでまず、市町村の相談窓口等で、

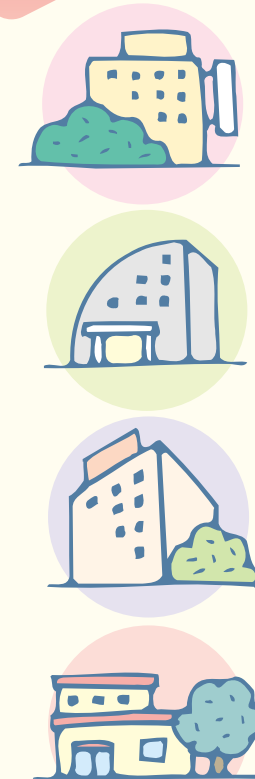
どのようなサービスがあり、どのような組み合わせで利用すればよいのか、利用者負担額がどの程度になるのか、等について情報を提供してもらったり、制度に関するいろいろな相談をすることから始めるとよいでしょう。

利用の申し込みと契約

サービスを利用する場合には、受給者証を指定事業者・施設(都道府県知事等が指定した複数の事業者・施設の中から自分で選定して利用できます)に提示して、サービス内容を確認したうえで利用に関する契約を結びます。



サービス利用



利用者負担額の支払い

支援費の請求

サービスの利用者は利用者負担額を事業者・施設に直接支払います。事業者・施設は提供したサービスについての支援費(利用者負担額を除く)を市町村に請求します。

支援費の支給

(サービス提供事業者・施設による代理受領)

市町村は、一定の審査後に支給額を確定し、事業者・施設に支援費を支払います(当該事業者・施設が受給者に代わって受領(代理受領)、その内容を受給者本人に通知します)



事業者・施設を自由に選択し、サービスの向上を図ります

支援費制度では、サービス利用者は都道府県知事等が指定した複数のサービス提供事業者・施設の中から自ら選択してサービスを受けることができます。

これにより障害者の自己決定が尊重され、利用者本位のサービス提供が期待できるとともに、これまで行政からの受託者としてサービスを提供していた事業者・施設も、利用者である障害者と対等な契約関係のもとで主体的にサービスの質の向上を図ることが求められます。

その一方で市町村は、利用者がサービス提供事業者・施設を選択する際の手助けとなるように、十分な情報の提供や相談を受け付ける体制を整えていきます。



Q

サービスの選択にあたって、どのようにしたら事業者の情報が得られるのでしょうか？

A

市町村の窓口や相談支援事業を活用することが考えられます。また、社会福祉・医療事業団のWAM-NET(<http://www.wam.go.jp>)においても、指定事業者の情報提供がされることとなっています。

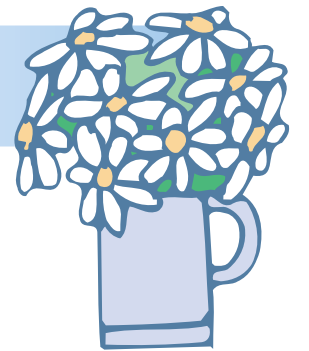
支援費制度の対象となるサービス(1)

対象サービスは大きく2つに分けられます

支援費制度の対象となるサービスは、大きく分けて 施設サービス(施設訓練等支援)と 居宅サービス(居宅生活支援)の二つに分けられ、それぞれ次に示す、

3つの法令により規定される関係の支援(現行の措置制度によりサービス提供がなされているもの)がその対象となります。

身体障害者関係



施設訓練等支援

身体障害者更生施設

身体機能の維持・向上および日常動作能力等の治療・訓練を行う

身体障害者療護施設

常時介護を必要とする障害者が対象で、治療および養護を行う

身体障害者授産施設(小規模通所授産施設を除く)

自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練および職業の提供を行う

居宅生活支援

身体障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)

居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う

身体障害者デイサービス事業

通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行う

身体障害者短期入所事業(ショートステイ)

介護を行う者の疾病その他の理由により、身体障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う





知的障害者関係

施設訓練等支援

知的障害者更生施設

日常生活における自立と社会参加のための訓練を行う

知的障害者授産施設(小規模通所授産施設を除く)

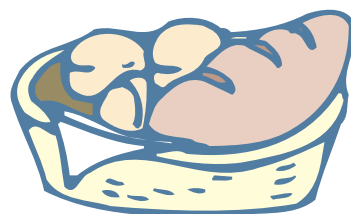
自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練および職業の提供を行う

知的障害者通勤寮

就労している障害者の独立・自活に必要な助言・指導を行う

心身障害者福祉協会が設置する福祉施設

障害程度の著しい心身障害者を対象に、必要な保護および指導を行う



居宅生活支援

知的障害者居宅介護等事業

(ホームヘルプサービス)

居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う

知的障害者デイサービス事業

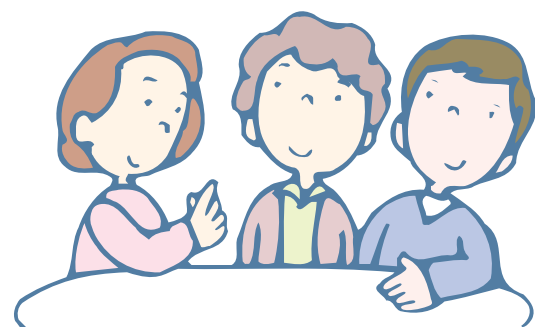
通所により創作的活動、社会適応訓練等の便宜の提供を行う

知的障害者短期入所事業(ショートステイ)

介護を行う者の疾病その他の理由により、知的障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う

知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)

地域において共同生活を営む知的障害者に対し、日常生活上の援助を行う



障害児関係

居宅生活支援

児童居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)

居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う

児童デイサービス事業

通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導および訓練を行う

児童短期入所事業(ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により、児童福祉施設等に短期間入所し、必要な支援を行う



支援費の対象とならない日常生活用具や手話通訳事業など現在予算措置によって実施されている事業はどうなりますか？



日常生活用具給付等事業や手話通訳事業などのように現行の措置制度以外の仕組みによって提供されるサービスは、引き続き現行制度により行われることとなります。